

## 岡垣町ごみステーション集積容器等設置補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ごみステーションに排出されたごみを囲う、散乱防止を目的とした容器又は構築物（以下「集積容器等」という。）を設置するときに補助金を交付することにより、町民の快適な生活環境の保全と町内で発生するごみを安全かつ効率的に収集することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、岡垣町ごみステーション設置及び管理に関する要綱（令和6年岡垣町要綱第39号）で使用する用語の例による。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、ごみステーションの管理を代表する者とする。

### (補助対象集積容器等)

第4条 補助金の交付の対象となる集積容器等は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 5世帯以上が利用するごみステーションに設置すること。ただし、2世帯以上で利用し、かつ、自治区及び町が認めるときは、この限りでない。
  - (2) 利用者が適切に集積容器等を管理すること。
  - (3) ごみ収集車の通行及び積載作業が容易にできる集積容器等であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としないものとする。
- (1) 営利を目的とする賃貸住宅、共同住宅等に設置するとき。
  - (2) 開発事業者が設置するとき。
  - (3) 前2号に掲げるほか、町長が不適当と認めるとき。
- ### (補助対象経費等)
- 第5条 補助の対象経費、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。
- 2 補助金の額は、補助対象経費を合算した額に補助率を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は補助上限額のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ岡垣町ごみステーション集積容器等設置補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、岡垣町ごみステーション集積容器等設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付)

第8条 町長は、前条の規定により交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消及び返還)

第9条 町長は、第7条の規定により決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、返還を命じることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支給を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

2 町長は、前項により交付の決定を取り消したときは、岡垣町ごみステーション集積容器等設置補助金交付取消決定通知書兼返還命令書（様式第3号）により補助対象者へ通知を行う。

(免責)

第10条 集積容器等の設置に起因して生じた事故及び損害等については、町は責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
集積容器等にかかる備品購入費	2分の1	40,000円
集積容器等にかかる工事費		